

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

義援金に関する取扱い Q & A を公表 法人が支払った義援金は全額損金算入

国税庁はこのほど、今般の熊本地震による被害者を支援するため、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金（特定寄附金）として取り扱われるための確認手続き等について、照会の多い事例を、「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」として取りまとめ公表した。

事例はQ & A形式で全 13 項目。「寄付をした個人・法人の課税関係」と「義援金等を募集する募金団体の確認手続き」、「その他」に分かれ、すぐに使える情報がシンプルに分かりやすく整理されている。例えば、法人が、熊本県下や大分県下の災害対策本部へ支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入される。同様に、個人が支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。

個人が義援金を寄附した場合は、寄附金控除の対象になるが、その額は「（その年中に支出した特定寄附金の額の合計額） - 2 千円」という算式によって計算する。

また、個人が、認定NPO法人や一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附をした場合には、上記の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除（税額控除）の適用が受けられる。その計算式は、「（その年中に支出した寄附金の合計額 - 2 千円）×40%」となる。

小規模企業景況 小売業にやや改善 先行きの不透明感は依然 継続中

5 月の大型連休前の直前に発表される政府系金融機関や調査機関の「小規模企業景気動向調査」。特に中小企業の経営に影響するだけに経営者はその成り行きに注目する。

4 月 28 日、全国商工会連合会は平成 28 年 3 月期調査として「産業全体は小売業がリードして改善がみられた」と発表。3 月期の産業全体の業況 DI（景気動向指数）は小幅の改善となった。項目別には、売上額、採算、資金繰り DI とも小幅改善となった。しかし経営指導員からは「2 月期の落ち込みから回復基調にあるが、力強さはない」と指摘、依然として先行きの不透明感は継続している。小売業は春物の衣料品や新生活向け家電製品の売上増加で、一時的に大幅改善を示した。製造業は繊維関連や印刷機器関連の受注増で上向いた。

中小企業月次景況観測を行う商工中金は 4 月調査として「すべての業種で景況判断指数は 50 を下回る」と発表した。4 月の景況判断指数は 47.8 と、前月から 1.0 ポイント低下。製造業は 46.1 と前月比 1.8 ポイント低下。非製造業は 49.2（前月比 0.3 ポイント低下）。いずれも 3 ヶ月ぶりに低下。5 月は全産業で 46.4 と低下を見込む（製造業 44.2、非製造業 48.2、共に低下）。

日本政策金融公庫は 4 月末、「中小企業売上げDI、マイナス。売上げ見通しDI、3 カ月連続でマイナス」と発表。4 月売上げDI は前月（ 2.0）から 0.1 ポイント低下し 2.1。

弊社では「MCS NEWS WAVE のメール配信」を促進しております！！

メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。